

■国民健康保険被保険者証（保険証）が新しくなります

現在交付している国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は7月31日までとなっています。8月1日から使用できる新しい保険証は、7月下旬に国民健康保険加入者全員分を世帯主あてに郵送します。

新しい保険証は薄桃色です。



■交通事故などにあったら届出が必要です

国民健康保険に加入している方が、交通事故など加害者（第三者）の行為によって負傷した場合は、国民健康保険被保険者証（保険証）を使って治療を受けることができます。その費用は本来加害者が負担すべきものなので、国民健康保険が医療機関に支払った費用についてはあとで加害者が加入している自賠責保険や任意保険会社に請求します。

*国民健康保険で治療を受ける場合はすぐに「第三者行為による傷病届」の届出をしてください。

*届出をする前に加害者と示談をしたり、加害者からすでに治療費を受けとっている場合には保険証は使えません。

◎保険証が使えない場合

- ・労災対象事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故



■新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給適用期間の延長について

標記傷病手当金の支給適用期間を、令和3年9月30日まで延長します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の支給要件を満たす方に支給いたします。対象となる方は申請が必要です。

●対象者：国民健康保険加入者のうち給与所得を受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより勤務できない方

●支給対象期間：勤務できなくなった日から起算し3日を経過した日から勤務できない期間で、給与等の全部または一部が受けられない期間

令和3年度白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業

◎後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因とみられる交通事故が社会問題となっております。これらの事故を未然に防ぐため、普段使用している自動車に後付けの安全運転支援装置を設置する場合の費用に対して補助金を交付します。

※装置を取り付ける前に申請書等の提出が必要です。

▼補助概要

補助対象者	令和4年3月31日現在で満65歳以上となる町内在住の町民
補助対象車両	自動車車検証上の使用者の住所が、補助対象者の運転免許証上の住所と同一である自動車
補助対象装置	国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等制御装置
取り扱い店舗	一般社団法人次世代自動車振興センターの認定を受けた白鷹町内の店舗
補助金額	装置の購入及び設置に要する費用から、一般社団法人次世代自動車振興センターから交付を受ける補助金の額を除いた費用の1/2の額（1,000円未満の端数切捨て）
補助上限額	障害物探知機能付き 30,000円 ※ただし、一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金が交付されない場合は50,000円 障害物探知機能なし 20,000円

【申し込み】

補助金の申請等は、登録事業者が代行して行うことができますので、各事業者にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町民課くらし環境係 ☎ 0238-85-6131

登録事業者名	所在地	電話番号
株式会社ホンダ南山形 (ホンダカーズ西置賜白鷹店)	十王 2461-4	85-2521
(有)小口自動車整備工場	鮎貝 2525-4	85-2367
(有)白鷹オート	高玉 913-1	85-3114
(有)梅津自動車	荒砥乙 720	85-2560

※登録事業者は、随時更新してまいります。

～猫の飼い主のみなさんへ～

動物を飼うことは、動物の命を預かる事です。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるよう、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

●室内で飼いましょう！ ★猫に多いトラブルを防ぐために★

最近猫に関するトラブルが急増しています。「庭にフンや尿をされ、悪臭で困っている」「家に上がりこみ部屋を荒される。」「鳴き声がうるさい」「子猫を生み困っている」という内容のものです。

ご近所トラブルを防ぐためにも猫は室内で飼い、交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守りましょう。猫を自由に放して周囲に迷惑をかける事は、猫にとっても不幸なことになります。排泄物の放置は不衛生であり、誰にとっても不快であると認識しましょう。

●不妊・去勢手術をして飼いましょう！

「手術をするのはかわいそう」などの理由で不妊・去勢手術をしないでいると飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。世話をしきれなくなること（多頭飼育崩壊）は現在社会問題にもなっています。飼い主として、生まれた命も最後まで責任をもちましょう。

お願い！！

野良猫への無責任な「エサやり」は、生きられない子猫を増やすもとなり、近所迷惑にもつながります。無責任な野良猫への「エサやり」は絶対におやめください。

【問い合わせ先】山形県置賜保健所 生活衛生課 ☎ 0238-22-3750
町民課くらし環境係 ☎ 0238-85-6131